

宍粟市教育委員会規則第4号

宍粟市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月15日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

宍粟市立学校結核対策委員会規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「保健所長」を「健康福祉事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。